

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、基地局の予備免許中における工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法に定める技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

[2] 次の記述は、固定局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 廃止した	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	送信装置
2 廃止する	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	空中線
3 廃止する	1 箇月以内にその免許状を返納	空中線
4 廃止した	1 箇月以内にその免許状を返納	送信装置

[3] 次の記述のうち、「無人方式の無線設備」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 2 無線設備の操作を全く必要としない無線設備をいう。
- 3 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

[4] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、②にかかわらず別段の定めがあるものは、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 重要無線通信に使用する無線設備の運用	利得及び能率	4ナノワット
2 重要無線通信に使用する無線設備の運用	電氣的常数	4ミリワット
3 他の無線設備の機能	電氣的常数	4ナノワット
4 他の無線設備の機能	利得及び能率	4ミリワット

[5] 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 空中線の利得及び能率
- 3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの
- 4 給電線よりの輻射

[6] 次の記述は、無線従事者の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- ① 電波法第9章（罰則）の罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- ② 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から B を経過しない者
- ③ C 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

A	B	C
1 罰金以上の刑	2年	著しく心身に
2 懲役	2年	身体に
3 懲役	5年	著しく心身に
4 罰金以上の刑	5年	身体に

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 A、識別信号、 B は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状又は登録状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うために C であること。

	A	B	C
1	無線設備の工事設計	電波の型式及び周波数	十分なもの
2	無線設備の工事設計	通信方式及び周波数	必要最小のもの
3	無線設備の設置場所	通信方式及び周波数	十分なもの
4	無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	必要最小のもの

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

	A	B	C
1	放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害	遭難通信
2	放送の受信を目的とする受信設備	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3	他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
4	他の無線局	混信	遭難通信

[9] その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められ、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を総務省令の定めるものに適合するよう措置したときは、どうしなければならないか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。
- 2 その旨を総務大臣に申し出る。
- 3 直ちにその電波を発射する。
- 4 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までの内から一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて A の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。

	A	B	C
1	無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	6箇月
2	電波の発射	電波の型式若しくは周波数	1年
3	電波の発射	周波数若しくは空中線電力	6箇月
4	無線局の運用	電波の型式若しくは周波数	1年

[11] 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は A を行ったとき。
- (2) 電波法又は B の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

	A	B
1	無線機器の試験又は調整のための通信	電気通信事業法
2	非常通信	電波法に基づく命令
3	非常通信	電気通信事業法
4	無線機器の試験又は調整のための通信	電波法に基づく命令

[12] 固定局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 通信室内の見やすい箇所
- 3 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所